

2023年度 納税カレンダー

☎納税課 ☎0299-90-1122

税目など 納期限	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月 1日 (月)					第1期
5月31日 (水)	第1期		全期		
6月30日 (金)		第1期			第2期
7月31日 (月)	第2期			第1期	
8月31日 (木)				第2期	第3期
10月 2日 (月)		第2期		第3期	
10月31日 (火)	第3期			第4期	第4期
11月30日 (木)		第3期		第5期	
12月25日 (月)	第4期			第6期	第5期
1月31日 (水)		第4期		第7期	
2月29日 (木)				第8期	第6期

納付場所

- **公共施設**
市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター、矢田部出張所、若松出張所
- **金融機関**
常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、銚子商工信用組合、中央労働金庫、なめがたしおさい農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会(波崎支店のみ)
※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した全国の金融機関で納付可能です
- **ゆうちょ銀行・郵便局**(関東各都県および山梨県)
※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した全国のゆうちょ銀行で納付可能です
- **全国のコンビニエンスストア**(一部を除く)
- **その他の納付方法**
- **スマートフォンアプリ納付**
※詳細はQRコードから市ホームページをご確認ください
- **「地方税お支払サイト」からの納付**
eLマークの記載された納付書は「地方税お支払サイト」から納付できます。クレジットカード納付などをご希望の場合は「地方税お支払サイト」からお手続きください
- **前納報奨金制度**＝固定資産税には、年税額から報奨金を差し引いた額を第1期納期限までに納付する制度があります



簡単 確実 便利 な口座振替がおすすめ!

振替開始＝申込日の翌月末以降の納期限から
振替日＝各税目の納期限(納期の最終日)
申込方法＝金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届け印を持参し、口座振替依頼書を提出
 ※振替口座の変更・停止をする場合も手続きが必要です
 ※金融機関・ゆうちょ銀行で口座振替依頼書が入手できない場合は郵送します
 ※2022年10月から、パソコンやスマートフォンから申し込みができるWeb口座振替受付サービスが始まりました。詳細はQRコードから市ホームページをご確認ください



固定資産税を口座振替にしている方へ

- 固定資産の名義人の変更があった場合は、再度手続きが必要です
- 相続人が口座振替を希望する場合は「相続人代表者及び相続共有代表者指定届」を提出後に手続きしてください

※内容変更により口座振替とならない場合がありますので、必ず納税通知書を確認してください



出産・子育て応援給付金 支給を開始

☎子育て支援課 ☎0299-77-7011

子育て世帯を経済的に支援するため、「出産・子育て応援給付金」を支給します。



詳しくはコチラ

支給金額	出産応援給付金 : 妊婦1人あたり5万円 子育て応援給付金 : 対象児童1人あたり5万円 ※指定の口座に入金します
対象	出産応援給付金 : 2022年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた方 子育て応援給付金 : 2022年4月1日以降に生まれた子どもを養育する方 ※子育て応援給付金の支給対象となる方は、出産応援給付金も併せて支給されます

以下の要件にすべて該当する必要があります

- 申請日時点で、神栖市内に住所がある
- ※市外へ転出している場合は、転出先の自治体で支給を受けることができます
- 他の自治体で、国の出産・子育て応援交付金による「出産・子育て応援ギフト」をもらっていない
- 面談を受け、アンケートに回答した
- 関係機関に、必要な情報を確認・共有することに同意する

支給までの流れ

出産の時期や母子健康手帳の交付時期により、申請方法が異なります。

母子健康手帳の交付	出産	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
2022年4月1日～ 2023年1月31日	2022年4月1日～ 2023年1月31日	2月下旬に申請書類を郵送済み	
	2023年2月1日～ 28日	3月中旬に申請書類を郵送	
2022年4月1日～ 2023年2月28日	2023年3月1日～	乳児家庭全戸訪問(*)から、おおむね1～2カ月後に申請書類を郵送	
		母子健康手帳交付時に申請 必要書類 ● 妊婦の本人確認書類(マイナンバーカード、保険証、運転免許証など) ● 妊婦名義の口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど) ● マイナンバーが分かるもの	乳児家庭全戸訪問(*)から、おおむね1～2カ月後に申請書類を郵送します。 申請書兼請求書を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください。

※2022年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受け、諸事情で出産できなかった方も、出産応援給付金を受けることができます。神栖市から手帳の交付を受け、一定期間経過後に出産の確認が取れていない方へは、申請書類を郵送します。他市町村で手帳の交付を受けている場合は、書類の郵送ができないため、問合せへご連絡ください

(*)乳児家庭全戸訪問…生後2カ月ごろに保健師などが家庭訪問をし、お母さんや赤ちゃんの健康相談と発達の確認、予防接種の説明などを行ないます。訪問の日程などは、事前に市から電話で連絡します